

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	公害防止用設備の特別償却			
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 11 条、同法施行令第 5 条の 10、同法施行規則第 5 条の 12、昭和 48 年大蔵省告示第 69 号） 法人税（租税特別措置法第 43 条、68 条の 16、同法施行令第 28 条、同法施行規則第 20 条の 6、昭和 48 年大蔵省告示第 69 号）			
見 直 し の 内 容	・以下の設備については、平成 21 年度末で対象設備から除外する。  PCB 汚染物等処理用設備 産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置） 揮発性有機化合物(VOC)排出抑制設備	<table border="1" data-bbox="1015 775 1489 965"> <tr> <td data-bbox="1015 775 1222 965">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 775 1489 965">201 百万円</td> </tr> </table>	増収見込額 （平年度）	201 百万円
増収見込額 （平年度）	201 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>PCB 汚染物等処理用設備                      PCB 廃棄物については、平成 13 年 6 月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、平成 28 年 7 月までに全ての PCB 廃棄物を処分しなければならないこととされている。高濃度 PCB 廃棄物については、日本環境安全事業株式会社(JESCO)による処理が予定されている。微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、環境省において従来の都道府県知事による許可に加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における無害化処理に係る特例制度を活用して、環境大臣が微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うこととし、PCB 廃棄物処理基本計画においても位置づけたところであるが、経済産業省所管の業種については、目標達成に必要な設備は既に導入済みである。このため、本税制による支援措置の必要性がなくなったものとみられるため。</p> <p>産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置）                      ダイオキシン類対策特別措置法に基づく削減計画において、廃棄物の焼却処理に伴い排出されるダイオキシン類の排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減することが目標とされているところ、平成 19 年の実績では平成 15 年比で約 23%の削減が達成されている。このため、平成 22 年度における目標達成に向けた本税制による支援措置の必要性がなくなったものとみられるため。</p> <p>揮発性有機化合物(VOC)排出抑制設備                      浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)の原因物質といわれる揮発性有機化合物(VOC)については、大気汚染防止法に基づき、平成 22 年までに排出量を平成 12 年比で 3 割削減することが目標とされており、平成 22 年度における目標達成に向けた支援措置としては平成 21 年度で終了することが適切であるため。</p>			